

第6回特定商取引法專門調查会 参考資料 2 - 2

事業者用マニュアル

http://www.ftc.go.kr http://www.donotcall.go.kr

電話勧誘販売に関する 受信拒否の意思登録システムが オープンしました!



受信拒否の意思を登録してください!





ア.電話勧誘販売に関する受信拒否意思の登録システムとは?

消費者が、電話勧誘販売について受信拒否をする意思を登録するシステムです。 消費者がウェブサイトを通じて受信拒否の意思を登録すると、事業者は受信拒否の有無を照 合して、所有している消費者リストからその消費者の電話番号を削除しなくてはなりません。

受信拒否の照合は、最低 30 日に一回実施しなくてはならず、照合をしなかった場合は法的措置が取られるのでご注意ください。



公正取引委員会

イ.関連法規

訪問販売法第42条第2項

電話勧誘販売をする者は、電話勧誘販売をしようとする場合、大統領令で定めるところに従って登録システムにおいて消費者の受信拒否についての意志登録の有無を確認せねばならず、 電話勧誘販売の受信を拒否する意思を登録した消費者に電話勧誘販売をしてはならない。 但し、電話勧誘販売業者が、総理令で定めるところに従って、消費者から個別の同意を受け た場合はその限りでない。

<u>訪問販売法施行令</u>第49条(電話勧誘販売に関する受信拒否意思の確認方法など)

本法第42条第2項の本文に基づき、電話勧誘販売をしようとする電話勧誘販売者は、本法 第42条第1項に基づく電話勧誘販売に関する受信拒否の意思登録システム(以下、本条にお いて「登録システム」という)に公正取引委員会が確認して掲示した消費者の電話勧誘販売 の受信拒否の意思を、最低月に1回確認しなければならない。

公正取引委員会は、本法第42条第4項に基づき、登録システムの運営を委託する機関また は団体を選定する場合には、関係分野の専門家の意見を聞き、次の各号の基準をすべて満た す機関または団体の中から選定する。

1.登録システムの運営に必要な法律知識および電算知識を備えた専門人員を有していること。 2.登録システムの安定的運営と個人情報の保護に必要な電算設備などの物的施設を備えてい ること。

<u>訪問販売法施行規則</u>第 24 条(受信拒否の意思確認の例外)

<u>本法第42条第2項</u>の但書に基づき、電話勧誘販売業者は、電話勧誘販売の対象と方法、電話 勧誘販売の受信同意の撤回方法などを消費者に告知し、前もって同意を受けた場合にのみ、 電話勧誘販売の受信拒否の意思登録システムで消費者の電話勧誘販売の受信拒否の意思を確 認せずに電話勧誘販売を行うことができる。

詳しい事項は関連のリンクをご確認ください。



ア.事業者の認証手続き

- 1) $\pi \Delta^{n} \mathcal{V}($ http://www.donotcall.go.kr) \mathbb{R} \mathbb{R}^{n}
- 2) 上段の「事業者」メニュー、または画面にあるボタンを選択します。

電話動誘販売に関する 受信拒否の意思登録システム	事業者セッション 消費	者セッション・ホーム・利用薬内・管理者・サイトマップ・画面の大きさ ● お知らせ 政策資料 顧客参加	
		No.	
消 販売目的で無作為にかかってくる電話番号に 受信拒否の意思を登録することができ、違反業者 および処理結果を確認することができ	費者 対して の申告 ます。	事業者 電話勧誘販売業を行うにあたり、受信拒否の意思を登 録した消費者をマーケティング目的で照合することが できるので、関係法令を順守した営業活動をすること ができます。	
受信拒否の 受信拒否の 新期の要	a and a second	general general general general	

- 3) 事業者の基本メニューである「受信拒否の照合」へと移動します。
- 4)「事業者登録番号」 を入力した後、「事業者情報の確認」 のボタンを押します。

事業者	四ホーム>事業者>受信拒否の照合
受信拒否の照合	電話勧誘販売をする事業者は、月に1回、本システムにて消費者の受信拒否の意思登録の有無を確認しなくて
受信拒否の照合履歴の照会	はなりません。(前回期X元本 42 赤に北地)
釈明の管理	STEP 01 事業者情報の確認
申告の管理	・登録された事業者登録番号を正確に入力してください。
自社事件の統計	
昭会プログラムのダウンロード	

G G FAIR TRADE CONVERSE

5) セキュリティ警告のポップアップが開いたら「許可」ボタンを押します。

法人認証書に関連するプログラムをインストールします。

法人認証書プログラムがインストールされていない場合は、事業者メニューの機能を利用 することはできません。

セキュリ	
9	このウェブサイトで次の応用プログラムに対す るアクセスを許可しますか?
	ウェブサイト:http://www.donotcall.go.kr
	応用プログラム:不明 掲示者: Korea Information Certificate Authority Inc.
	このウェブサイトは、上記の java 応用ブログラムに対するアクセスおよび制御を要請 しています。ウェブサイトを信頼することができ、このサイトで応用プログラムを実 行しようとする場合にのみアクセスを許可してください。
	許可する 許可しない
U i	

6) 法人認証書を選択してパスワードを入力した後、確認ボタンを押します。

A.C.		KICA	韓国情報認証
認証書の場所 りムーパブルディスク セキュ	1 1)775-0	・ () () () () () () () () () ()	・ ハードディスク
体用者	区分	満了日	発給者
K/TH			
		JA3 日 川用ください。	の 弱証書
ば話着が見つからない場合。 び話着が見つからない場合。	1077日 1077 1077	周ください。	の 認証書



- 7) 認証が完了したら、「追加情報の管理」画面に移動します。
- 8) 追加情報の管理画面で、受信可能なメールアドレスとショートメッセージを送るための 携帯電話番号、販売分類 を選択した後、保存 をクリックします。

事業者追加情報は、消費者の釈明要請や申告にともなうメッセージを受信するためのものなの で、必ず確認可能な情報を入力しなくてはなりません。

	追加情報の管理		注1
受信拒否の照合	事業者情報を入力・修正すること	:ができます。	
受信拒否の照合履歴の照会	真業者の其大権 級		
釈明の管理		7	
申告の管理	商号名	事業者:	記録書号
自社事件の統計	代表者		· 番号
照合プログラムのダウンロード	事業者の基本情報が実際の情報 お願いします。	そしまなる場合、担当の自治体を 注	通じて修正・問い合わせしてくださるよう
追加情報の管理			
	事業者の追加情報		
6	メールアドレス		
	SMS		連絡可能な担当者の連絡先
	販売分類	携帯電話/インターネット/通信	

注1) 「事業者の基本情報」は、担当自治体を通じて登録された情報です。登録されていない事業者の場合は、担当自治体を通じてシステムに登録をお願いします(登録処理に2日ほどかかります)。

公正取引委員会

イ.受信拒否の照合

電話勧誘販売をする業者は、訪問販売法第42条に依拠して30日に最低1回、受信拒否の照 合を行わねばならず、照合を行わなかった場合には不利益をこうむることがあります。

受信拒否の照合とは、業者が保有している消費者の電話番号リストをシステムにアップロードした後、照合することを通じて受信拒否をしている消費者の項目を除いたデータの提供を受けることができるものです。

1) 上段メニューの「受信拒否の照合」 、または「受信拒否の照合」 のボタンを押しま す。





2) 受信拒否の照合へと移動し、照合するファイルを追加してから、「顧客リストのアップロ ード開始」ボタンを押します(ファイル追加ファイル選択 顧客リストのアッ プロード開始)。



注1) 照合ファイルは必ずエクセルファイルの指定された形式に合わせねばならず、必要に応じ てサンプルファイルをダウンロードすることができます。 2-1)照合サンプルファイルの様式 順番:電話番号順に与えられた連番です。 照合リスト:消費者の電話番号リストです。

消費者電話番号リストは、必ず「シート 1」(名称は違っても構わない)の「B」のセルの 2 列目以降に入れねばならず、この形式を守らなかった場合、照合が正常に行われません(照合 形式を守らないことによって発生する不利益については責任を負いません)。

図1)

A	A B	С	D	E	F	G	н
1	順番 照合リスト						
2	1 010123410	01					
3	2 010123410	02					
4	3 010123410	03					
5	4 010123410	04					
6	5 010123410	05					
7	6 010123410	06					
8	7 010123410	07					
9	8 010123410	800					
LO	9 010123410	09					
11	10 010123410	10					
12	11 010123410	11					
13	12 010123410	12					
14	13 010123410	13					
15	14 010123410)14					
16	15 010123410)15			r.		
17	16 010123410)16					
18	17 010123410)17					
19	18 010123410	18					
20	19 010123410)19					
21	20 010123410	20					
22	21 010123410)21					
23	22 010123410)22					
24	23 010123410	23					
4	M Sheet1 Sheet2	Sheet3	2/				
儲備	Construction of the local data				88°	and the second second	

6公正取引委員会



3) ファイルのアップロードが行われます。



4) 「受信拒否の照合を実行する」ボタンを押します。

季 莱百	受信拒否の照合			□ホーム > 事業者 > 受信拒否の照合
受信拒否の照合	電話勧誘販売をする事業者は、月に てはなりません。(訪問販売法 42 条	1回、本システムにおいて消費者 に依拠)	の受信拒否	否の意思登録の有無を確認しなく
受信拒否の照合履歴の照会				
釈明の管理	CTCD 01	0770 02	1.1	CTCD 03
申告の管理	SIEP 01	受信拒否の照合を	>	
自社事件の統計	顧客リストの豆球	実行		照言結果のタリンロート
照合プログラムのダウンロード				
追加情報の管理	顧客資料の分析に多少	の時間がかかる可能性があります	。しばら	くお待ちください。
		受信拒否の照合を実行		

6 AIR TRADE COLUMN

5) 受信拒否の照合が完了してから、照合結果をダウンロードすることができます。

The second s		
受信拒否の照合	電話勧誘販売をする事業者は、月に1回、本システムにおいて消費者の受1 てはなりません。(訪問販売法42条に依拠)	言拒否の意思登録の有無を確認しなく
受信拒否の照合履歴の照会		
釈明の管理	CTED OL	STED 02
申告の管理		
自社事件の統計	顧客リストの登録 受信拒否の照合を美行	照合結果をダワンロート
照合プログラムのダウンロード		
追加情報の管理	業者名 様の受信拒否の照合が完了しました。	照合結果
	77.84	
	名即 图8812151000 20131213112841.xls	71 50KB
		1 個体、71.50KB 添付
	下のボタンをクリックすれば、照合完了リストをダウン	·ロードできます。

6) 照合結果をダウンロードする先を選択してから、「転送開始」ボタンを使ってダウンロー ドします。

二, 关, 声 庙 ,	
云送容量:	
見在の状況:転送開始ボタンをクリックすれ	ば、ダウンロードが始まります。
	ダウンロード先の



ウ.受信拒否の照合履歴

受信拒否の照合履歴の照会では、検索条件によって自社の照合履歴を確認でき、照合にとも なうアップロード件数とダウンロード件数、照合が成功したかどうかを確認することができ ます。

学来 白	受信拒	否の照合履歴	の照会		画小「ムノ争未有ノ文」	自拒白の照白腹座の照る
受信拒否の照合	電話勧誘販	読をする事業者は、	、受信拒否の照合に関	する現況を確認する	ことができます。	
受信拒否の照合履歴の照会	『会社名	。の受信指	ふに関する昭今履歴7	°⊈		
釈明の管理	ALL					
申告の管理			全体 💽 期間検索	索 2013-12-01	2013-12-31	黄検索
自社事件の統計			_			
照合プログラムのダウンロード	番号	照合した日時	照合した曜日	アップロード件数	ダウンロード件数	照合の状態
追加情報の管理	6	2013-12-13	金曜日	5000 件	1000 件	照合成功
	5	2013-12-13	金曜日	5000 件	1000 件	照合成功
	4	2013-12-11	水曜日	5000 件	1000 件	照合成功
	з	2013-12-11	水曜日	4000 件	3000 件	照合成功
	2	2013-12-11	水曜日	2000 件	1500 件	照合成功
	1	2013-12-11	水曜日	3000 件	1000 件	照合成功
	計:6個(1/1 ページ)				

O FAIR TRADE COMMON

エ.釈明の管理

釈明の管理とは、消費者の釈明要請に対して釈明を登録することができる画面です。

釈明の要請とは、消費者と業者の円満な解決のために作られたもので、法的措置がなされません。

1) 釈明要請されたリストを検索条件に沿って照会することができます。

事業者	釈明の	D管理		四水-	- ム > 事業者 > 釈明の管理
受信拒否の照合	消費者カ	ら受け付けた釈明要	ē請事件について釈明する画面です。		
受信拒否の照合履歴の照会	1 消費者力	ら受け付けた釈明書	見識リストです。		
釈明の管理	1				
申告の管理	全体	・ タイトル・	検索		
自社事件の統計					
照合プログラムのダウンロード	番号	販売分類	タイトル	要請日時	釈明の状況
追加情報の管理	3	電気 / 電子製品	釈明要請をいたします。アンドユー情報通信	2013-12-12	釈明完了
	2	電気 / 電子製品	受信拒否登録をしたのですが、販売電話が継続 して…	2013-12-12	釈明要請
	1	コンピューター / 周辺機器	′(株)アンドユー情報通信に釈明を要請します …	2013-12-12	釈明完了
	計:3 個	。(1/1 ページ)			



2) 釈明要請リストを選択してから、釈明要請の内容を確認し、回答を登録します。

14日以内に回答を登録しない場合、申告へと至る可能性があります。

事業者	釈明の管理			□ ホーム > 事業者 > 釈明の管理
受信拒否の照合	消費者から受け付	けた釈明要請事件について釈	R明する画面です。	当春老からの
受信拒否の照合履歴の照会	马什什什大事的面	第二ついて取明を登録する。	- トポアキキオ 新	明要請の内容
R明の管理	支けりけた秋明安	前にフルし秋明を豆飯する。		
目告の管理	タイトル	受信拒否の登録をしたのに	こ、販売電話がかかり続けているの	ですが?
目社事件の統計	作成者	チョン・ギョヒョン	電話番号	01045531469
会プログラムのダウンロード 1011年報の管理	販売分類	電気 / 電子製品	釈明要請の登録日	2013-12-12
	釈明要請の内容	何日も続けてかかって来て	こいます。もう一度かかってきたら	申告します。
	釈明内容の入力			
0		8 0 B X 5 0	1 6 6 + + Q 5 1	
		Ω ≔ © B <i>I</i> <u>U</u>	S X2 X Ix	1
	JE 12	· ** ** **	1 1 1 話-	
	スタイル・	フォーマット - フォント -	912 - A- A-	
			\mathcal{F}_{-}	